

看家広報

はなえみ

no.
130

Hanaemi Bimonthly
2019.11

公益社団法人
日本看護家政紹介事業協会

Special Report

ゲームで生活習慣病を予防

Special Report ゲームで生活習慣病を予防 後藤誠さん

INFORMATION 家事支援サービスに期待する 1

紹介所の取り組み 紹介所の家事支援サービスでの取り組み⑨

株式会社ゲーム・フォー・イット代表取締役社長 後藤誠さん



シリアスゲーム開発者の後藤社長は、生活習慣病予防を目的とするシリアスゲームづくりに力を注いでいます。

社会問題の解決をめざして シリアスゲームを開発する

いま海外では、シリアスゲームがさまざまな分野で活用されています。シリアスゲームはコンピュータゲームの一種なのですが、たんに娯楽のためのものではなく、社会課題の解決を目的として作られているゲームです。

実際に起きた災害を題材にレスキュー隊や救護者、ジャーナリストの立場で災害を学ぶゲームやリハビリ

のためなど。たとえば、MRI検査の際に子どもが動かないようにするためのゲームがシリアスゲームです。

私は、日本からエンターテインメントだけではなく、このシリアスゲームの分野に注目し、現在、生活習慣病予防のためのゲームや、高齢者向けの健康アプリの企画・開発をしています。ゲーム開発歴29年、「人を喜ばせることが最高の生きがい」「ゲームの力で日本から世界を変えたい」を目的にしてやっています。



ゲームの可能性と 未来への想いから

——ゲームを社会の役に立つものにしたいと考えられたのはなぜですか。

後藤 私にはゲームがもっている未来の可能性への熱い想いがあります。ゲームは遊びだけではなく、さまざまな可能性をもっていますから、それを広げたいと考えました。

中高生ではパソコンおたくでした。10代のころはゲームとプログラミングに明け暮れて、20代、30代のフリーのころは、ゲーム開発で面白いゲームを作ることに集中していました。

40代になって、ゲーム開発に携われる時間が10年、長くて20年くらいだと考えたときです。社会の問題に気づき、それを解決できるようなゲームづくりをしたいという思いに変わってきました。

祖母の認知症介護を通じて 人の老いと死を考えた

——何がきっかけで福祉に興味をもたれたのですか。

後藤 中学・高校のとき、認知症の祖母を介護した経験がありました。両親が共働きでしたので、食事、おむつ交換、お風呂の世話などもしました。

おばあちゃん子の私は恩返しのつもりもあって、祖母の認知症介護をしました。

高校2年のとき、祖母の死を通じて、人が老いることや人の死を身をもって感じました。また、東北福祉大学の学生主催のボランティアに参加し、車いす介助や老人ホームへボランティアに行ったこともありました。

こうしたことから、「福祉方面で何か役に立てないだろうか」という思いがあり、人の役に立つことをしたいという思いが芽生えました。

自分がそれまでやってきたゲーム開発のノウハウを、医療やリハビリに活用できそうだと。こうした思いが、今の生活習慣病予防ゲーム開発につながったのかもしれない。

「デジタルヘルス」で技術を活用 健康管理をサポートする

——会社を作るきっかけは何でしたか。

後藤 祖母の介護を通じて感じていた「役に立ちたい」という想いと、「ゲーム開発」への想いが重なったとき、雷に打たれたような大きな感動が全身を駆け巡り、点と点がつながったイメージでした。ゲーム開発を通して役立つ分野があるんだ、と。

会社を作ろうとしたきっかけは、プログラマーとしての実力をさらに発揮したかったから。そして、住宅ローンの完済もきっかけとなり、以前から考えていた起業を進めることにしました。

私は1970年生まれで49歳ですが、2018年1月に、シリアスゲームを手がける「ゲーム・フォー・イット」を設



立しました。設立以来、ソーシャルビジネスグランプリ2018でファイナリストに選出されたり、優秀プロジェクト賞を受賞するなどして支援金を集めました。

現在は、生活習慣病予防を目的とするシリアスゲームの開発を進めています。

このような株式会社ゲーム・フォー・イットの取り組みは、デジタル技術を活用して健康管理をサポートすることです。これは「デジタルヘルス」と呼ばれていて、今は世界的なトレンドとなっています。日本でもブームが起きるだろうと予想しています。

ゲームで生活習慣病を 疑似体験して改善できる

——ゲームやアプリで生活習慣を改善できると考えられますか。

後藤 2019年度内のリリースをめざして、生活習慣病の予防をテーマにした、社会に役立つシリアスゲームの開発を進めています。日本における生活習慣病の予備軍は、1000万人とも2000万人ともいわれています。

開発中のゲームによって、この数字をどれくらい減らせるかが勝負だと思っています。ゲームでその1割の人が生活習慣病を予防できたとしたら、すごいことではな

いですか。ゲームを通じて生活習慣病のシチュエーションを体験し、「ああしておけば」という気づきが得られるのではないかと。生活習慣を変えるためには、大きなエネルギーや死を実感するような大きなインパクトが必要ですが、ゲームならそこを担えるのではないかと気づいたんです。ゲームはさまざまな疑似体験ができる学びの場ですから。生活習慣を改善できるかどうかは、私としての「挑戦」です。

ユーザーが健康診断で引っかかった項目を登録して、ゲームのプレイを経てそれがどのように変化したかを確認できるようなシリアスゲームをいま考えています。

健康診断で要注意だったら、ヘルスケアとしてスマホを利用して、実際に外で、歩き出しながらゲームをする。これだけでもいいのではないのでしょうか。

今年から当社のシリアスゲーム開発が本格化します。生活習慣病予防に楽しく取り組むことのできるゲームがどんなものになるのか。ゲームの中で、現実世界で連想できる回路を脳の中に作れるというのが私の仮説です。

シリアスゲームはゲーム業界で働くシニアのフィールドの拡大につながり、活躍するチャンスが広がります。



ゲーム業界のシニアたちも「家政士」検定試験に興味を抱き、受験される人が現れればいいし、チャレンジされれば、と（インタビュー／編集委員・古賀道 写真／古川敬三）。

profile* 後藤 誠（ごとう・まこと）

（株）ゲーム・フォー・イット 代表取締役社長。1970年生まれ、49歳、東京理科大学電気工学科卒業、小学校6年でプログラミングに魅了されて中学・高校とゲームとプログラミングの日々を送る。ゲーム開発会社（株）ウィンズにプログラマーとして入社。その後、2015年にマッチロック（株）取締役に就任。ゲーム開発を仕事として取り組む中で「シリアスゲーム」と出会い、2018年1月に会社設立。2018年2月にソーシャルビジネスグランプリ・ファイナリストに選出。2018年10月に公益財団法人・丸和育志会より優秀プロジェクト賞を受賞。

総合事業創設で生活支援サービスが充実

特集「知っておきたい」シリーズは、家事支援サービスを取り上げます。今シリーズの第1回目は、介護保険の改正で本体から外れた自立支援の家事支援サービスが、時代のニーズによってどのように変化していったかを考えてみます。

高齢夫婦や1人暮らし高齢者 子育て期女性のニーズから

昨今は、高齢夫婦のみ世帯や1人暮らし高齢者が増加し、また子育て期の女性の労働参加意欲が高まっています。

こうした背景から、家事支援サービス市場が将来的に6000億円規模に拡大していくと予測されています。

ニーズ増大の中で、家政婦(夫)が行う家事サービスの活躍する場面が

広がっています。

家政婦(夫)は、求人者のニーズに応じて家事全般のいろいろなサービスを、いつでも、必要な時間提供することができますから、家政婦(夫)を活用するメリットは、家事代行事業者のサービスより大きいといえるでしょう。

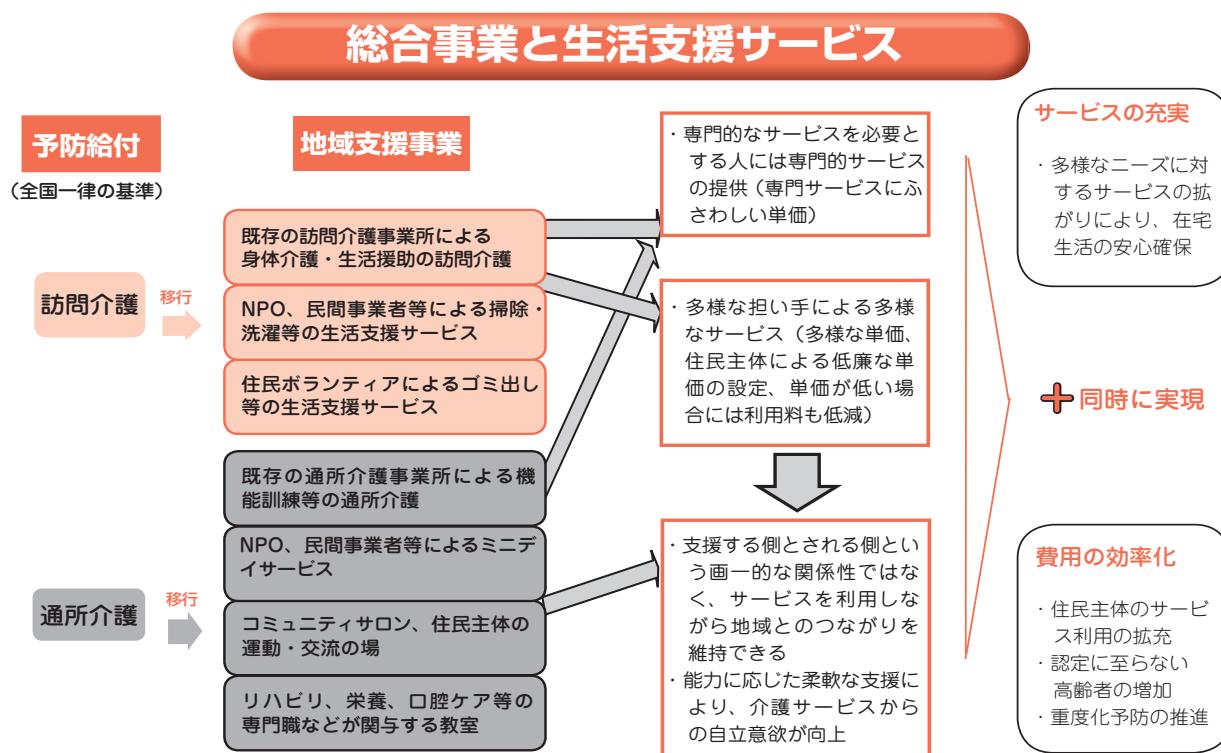
こうした家政婦(夫)のメリットが、社会的にまだ十分に周知されていない状況と推察されますので、家政婦(夫)活用のメリットと促進について

周知していく必要があると考えて、特集に取り上げたいと思います。

2015年の介護保険改正は 「2025年問題」に対応

2015年4月に介護保険制度が改正されました。

この改正は、2014年6月に制定された「医療介護総合確保推進法」により介護保険法が改正されたもので、「地域包括ケアシステムの構築」な



出典：「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」（厚生労働省）

どを内容としています。

改正の背景には、団塊世代の全員が75歳以上になる「2025年問題」があります。高齢者が重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けたいという願いに対応するものです。

高齢者にとって 生活支援は非常に重要

2015年の改正で制度が大きく変わったのが、介護保険制度の予防給付のサービスから、「訪問介護」と「通所介護」のサービスが外されて、市町村主体の地域支援事業へ移行したことでした（4ページ下段の図表を参照）。

1人暮らしや高齢夫婦のみ世帯の人たちは、住み慣れた地域で安心して自立して暮らし続けたいと願っていて、介護や生活支援を必要としています。

こうしたニーズに対応するには、日常生活を継続するために必要な「訪問介護」によるサービスとして、買い物や掃除、調理などの家事支援が必要です。

市町村主体の 新しい総合事業創設

「2025年問題」に向けて、介護が必要状態になっても住み慣れた地域で高齢者が暮らしつづけることができるようにするためには、市町村が中心となっていく、医療や予防、生活支援、住まいの一体的提供「地域包括ケアシステムの構築」が重要になります。

そのため、従来「予防給付」として提供されていた全国一律の訪問介護・通所介護を、2017年4月までに市町村の実施する総合事業に移行することとなり、すでに全国の約1700の市町村で総合事業が開始されました。

「新しい総合事業」には、介護予防・生活支援サービス事業として、「訪問型サービス」「通所型サービス」「その他の生活支援サービス」「介護予防ケアマネジメント」があります。

「その他の生活支援サービス」には、「訪問型」「通所型」に準じた

配食、見守り、買い物、調理、洗濯、掃除などがあります。「その他の生活支援サービス」は、市場におけるサービス提供の活用を補足するもので、民間事業者も委託されてサービスの提供ができます。提供する介護事業者の指定は都道府県から市町村に移り、サービスの運営基準や単価、利用料などは市町村が独自に設定します。

総合事業のサービスは、要介護認定の申請を行わなくても介護予防が利用できる点が移行前の介護予防事業との大きな違いです。要支援者と65歳以上のすべての高齢者が対象のサービスになります。

なお、要支援者対象のサービスは、①訪問・通所型サービス、②その他



総合事業創設で生活支援サービスが充実

の生活支援サービス、③介護予防ケアマネジメントに分かれています。

総合事業のサービスを利用できるのは、①前述の要支援の認定者の他に、②「基本チェックリスト」で判定された人。基本チェックリストは従来の方法と異なり、市町村や地域包括支援センターにサービスの利用相談に来た第1号被保険者に対して、対面で基本チェックリストを用いての相談を行います。チェックリストの判定により、事業対象者に該当した場合に利用できます。

事業はその他に、すべての高齢者が利用できる、生活機能の改善や生きがいがづくりの「一般介護予防事業」があります。

サービスの利用が チェックリストで簡単に

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、サービスを充実することで地域の支え合い体制づくりができ、要支援者等に対する効果的・効率的な支援等を行う事業です。

総合事業の介護予防・生活支援

サービス事業のみを利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストを用いて、事業対象者として迅速なサービスの利用が可能になり、手続きが簡単になりました。

総合事業における 訪問型サービスの類型

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の「訪問型サービス」は、従前の訪問介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスがあります。

サービス類型と内容は次のとおり。

- ①訪問型（従前相当）訪問介護員による身体介護、生活援助、身体介護も可能
- ②訪問型A（緩和した基準によるサービス）生活援助など
- ③訪問型B（住民主体による支援）住民主体の自主活動として行う生活援助等柔軟なサービス内容が可能
- ④訪問型C（短期集中予防サービス）保健師等による居宅での相談指導等（身体介護は含まれない）
- ⑤訪問型サービスD（移動支援）移送前後の生活支援

市町村主体の総合事業は、今後いかに「民間市場サービス」や住民主

体の「訪問型B」へと移行していくかがポイントになります。

家政婦（夫）紹介所では、②の訪問型Aのようなサービスは得意な分野であり、参入の大きなチャンスがやってきたと、おおいに期待しています。

改正で切り離されるか 要介護1・2の軽度要介護者

2018年の介護保険制度の改正は診療報酬との同時改定でした。

改正案の検討段階では、要介護1・2の軽度要介護者に対する訪問介護の「生活援助」サービスを介護保険から切り離す案でしたが、結果、軽度要介護者の生活援助の切り離しは含まれなく、2021年に先送りされたようです。

これは、総合事業について、国の想定どおりに要支援者向けの訪問介護と通所介護が市町村のサービスに移行できていないことによるとみられています。

このような状況から、要支援者を



対象とした訪問介護や通所介護から撤退した介護事業者も多くあり、サービスが不足している地域もあるといわれています。

高齢者の生活支援ニーズは幅広く、庭の手入れやペットの世話など、介護職以外の知識や技術、能力を必要とするような支援も必要であり、介護保険だけではカバーしきれません。

介護保険外サービスに 紹介所も期待したい

「地域包括ケアシステム」を補完・充実していくために重要な役割をもつサービスに介護保険外サービスがあります。介護保険外サービスは、介護保険給付の対象にはならないものの、介護保険のサービスを補うサービスとして、高齢者の生活支援等にきめ細かい対応を行うサービスです。

高齢者や家族へ豊富なサービス選択肢で提供されることが期待されます。

全額自費負担のサービスですから、サービス事業者としてサービス内容や価格を設定でき、制度・報酬改定による影響を受けないサービスの展開ができるため、経営的な意味は大

きく、とくに家事支援サービスの分野は成長市場としての注目が高まっています。

介護保険外サービスは、市町村など実施の非営利目的の支援サービスから民間企業が行うサービスまで幅広くあります。

注目を浴びている 混合介護サービスとは

その中で、注目を浴びているサービスに「混合介護」があります。「混合介護」は、介護保険サービスを利用している要介護者・要支援者が、介護事業者が提供する介護保険外サービスを全額自費で利用する場合です。

「混合介護」をめぐるのは、その可否を含め具体的な運用について自治体の間で差があり、事業者が介護保険サービスと保険外サービスの両サービスを効果的に提供するうえで障壁になっています。

このため、厚生労働省では、2018年9月に「混合介護」のルールを整理した通知を都道府県に発出しました。

訪問介護と合わせた草むしりやペットの世話、趣味・娯楽への同行、家族のための掃除や買い物代行などについて、利用者の同意やケアマネ

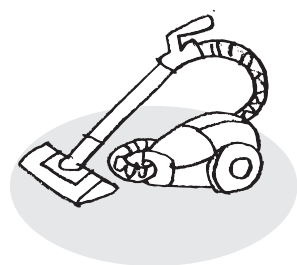
ジャーへの報告などを要件に提供可能だとしています。

また、東京都豊島区は、2018年8月から21年3月まで、国家戦略特区の事業として、混合介護のモデル事業を区内の指定訪問介護事業者と協定し実施しています。

政府の「規制改革推進会議」では、介護保険サービスと保険外サービスを同時一体的に提供することを可能にすべきとの意見もありますが、これについては、厚生労働省は、今回は認めておらず、引き続き課題の整理等を行うとしています。

介護保険外サービスの内容自体はメニューに大差はないため、「利用者が買いたい仕組み」で勝負するという発想とノウハウが重要です。

介護保険外サービスは、社会的に十分行き届いていない状況なので、紹介所も参入のチャンスと捉えてみてはいかがでしょう（編纂委員・望月幸代 記）。





INFORMATION

行政のうごき

» 「在職老齢年金制度」の見直し案が示される

厚生労働省では2019年10月9日に、社会保障審議会（厚労相の諮問機関）の年金部会において、働いて一定の収入がある高齢者の年金額を減らす「在職老齢年金制度」の見直し案を示しました。

この制度は、一定の収入がある高齢者の厚生年金を減額する仕組みですが、高齢者の就労意欲をそいでいるとの指摘もあります。

現在は65歳以上のうち、賃金と年金を合わせて月収47万円超の人の年金が減額になりますが、この基準を62万円超に引き上げて減額対象を縮小する案と制度そのものを廃止する案の2つが示されています。

働く高齢者を増やして年金制度の支え手にまわってもらおうというのが狙いです。

なお、60～64歳の人は月28万円超の場合に減額の対象となっています。60～64歳の人の在職老齢年金制度は、年金の支給開始年齢の65歳への引き上げが完了するまで（男性は2025年度、女性は2030年度）の間支給されるのですが、それまで現行の基準のままとする案とこれについても62万円に引き上げる案が示されました。

そして、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長する案も出ています。

厚生労働省は、年金部会での検討をすすめ、年内に結論を得たいとしています。

» 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が成立・公布

2019年3月19日に、第198回通常国会へ、内閣府から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正

する法律案」が提出され、6月7日に参議院本会議で可決、6月14日に公布されました。

「障害者雇用促進法」は、障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律です。改正法のおもな内容は、①国・地方公共団体における障害者雇用に関する責務の明確化と不適切計上の問題の防止対策、②短時間で働く障害者の雇用に対する支援、③障害者雇用が優良な中小企業の認定制度創設など。一部を除いて2020年4月1日施行となっています。

» 「国家戦略特区法改正案」を再提出か

2019年6月7日に、政府は、先端技術を活用した都市「スーパーシティ構想」実現のための国家戦略特区法改正案を閣議決定しましたが、第198回通常国会の会期内に成立せず廃案となりました。10月15日、北村誠吾地方創生担当大臣は記者会見で次期通常国会への提出に向けて調整を進めると発言しました。

「スーパーシティ構想」は、国家戦略特区制度を活用しつつ住民と競争力のある事業者が協力し、世界最先端の日本型スーパーシティを実現するものです。

最先端技術の活用で第四次産業革命後に、国民が住みたいと思う、より良い未来社会を包括的に先行実現をめざす構想です。

構成要素の領域は10あります。その中で、「医療・介護」領域としては、AI ホスピタル、データ活用、オンライン（遠隔）診療・医薬品配達など。具体的には、①個人への行動喚起、最適治療の提供、個人に合わせた介護の実現を通じ、QOLを向上、②社会保障費を抑制しつつ、革新的治療法・医薬品開発等を実現となっています。

当協会への「寄附金」のお願い

当協会は、看家紹介事業の発展および看護師・家政婦（夫）の就業機会の拡大・確保のために、さまざまな事業を展開しております。

これらに必要な資金は、おもに会員の皆様からの会費および家政士検定の受験料などの事業収入で賄われています。

今後、さらに事業の拡大・拡充を図るために、本年も会員の皆様方にご寄附をお願い申し上げます。

皆様からお預かりする寄附金は、当協会の「寄附金等取扱規定」に則り、有効に使用させていただきます。

なお、公益社団である当協会への寄附金は、所得税・法人税の控除の対象となりますことを申し添えます。



INFORMATION

看家協会のうごき

消費増税に伴う受付手数料及び紹介手数料の最高額の改訂について

2019年10月1日からの消費税10%引き上げに伴い、職業安定法施行規則等が改正され、受付手数料及び紹介手数料の最高額が改訂されました。

改訂の内容は、次のとおり。

①受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額について、1件につき710円（免税事業者にあつては、660円）にするものとする。

②紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額について、支払われた賃金の100分の11（免税事業者にあつては、100分の10.3）に相当する額。

期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き6カ月を超えて雇用された場合にあっては、6カ月の雇用に係る賃金について支払われた賃金の100分の11（免税事業者にあつては、100分の10.3）に相当する額、または該当支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び3カ月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の100分の14.8（免税事業者にあつては、100分の13.9）に相当する額のうちいずれか大きい額。

以上の省令改正は、9月19日に公布、10月1日より施行となっています。

「ハローワークインターネットサービス」がリニューアルされます

ハローワークでは、2020年1月6日から、ハローワークインターネットサービスがより利用しやすくなるように機能を充実するなど、ニーズに応じたサービス提供環境を整備します（<https://www.hellowork.go.jp/>）。

ハローワークの求人情報を検索、閲覧できる「ハローワークインターネットサービス」のウェブサイトが、「スマートフォン」や「タブレット」にも対応できるようになります。それぞれの端末の画面に最適化されて、

いつでも、どこでも、快適に閲覧できるようになります。

新サービスの「求人者マイページ」の開設ができるようになります。

「求人者マイページ」を開設すると、ハローワークの窓口に足を運ぶ必要がなくなり、自宅や会社のパソコンで求職・求人申し込みができるようになります。

「求人者マイページ」の開設手続きはハローワークの窓口でできます。会社のパソコンからもハローワークインターネットサービスにアクセスして手続きできます。

「家政婦リーフレット」を再版しました

日本看護家政紹介事業協会では、改訂版『家政婦リーフレット』を再版しました（4色、A4判3つ折、1冊70円、税込み）。

50冊から（3500円税込み）、50冊単位での販売をしています。

紹介所の営業ツールとして活用いただけるように制作して販売していますので、ぜひご利用ください。

当協会ホームページから注文票を印刷して、FAXにてご注文ください（TEL03-3353-4641/FAX03-3353-4326/http://kanka.or.jp/）。



紹介所の家事支援サービスでの取り組み

9

Ⅰ 家政婦紹介所の場合（東京ブロック）

厚生労働省からの委託事業「家事支援サービス分野における求人・求職条件等調査事業」（2017年度）によるヒアリングで収集した、家政婦紹介所の12の事例について、シリーズで取り上げていきます。

今回は、東京ブロックのⅠ家政婦紹介所を紹介いたします。



❖ ホームページとブログを自主制作で充実

Ⅰ家政婦紹介所は、家政婦（夫）職業紹介事業を専業としていて、介護サービス事業は行っていません。

求人の開拓については、自主制作によるホームページと、レンタルブログサービスにブログを立ち上げて、仕事内容について紹介するなどして、情報提供を充実しているとのこと。

求人者向けには、金額表のみ作成しており、チラシは作成していません。新規求人者の半数以上は、これまで利用された方からの口コミによるものですから、家政婦（夫）の仕事がどんなものかわかっているケースが多いとのこと。

利用時間については、長くて10時間、短い場合は3時間。1週間毎日来てほしいという求人者の場合は、2～3人で対応することもあるそうです。

一方、「インターネットや電話帳を見た」といって求人者の問い合わせや申し込みをしてくるケースが以前より増えているとのこと。

❖ 求職者の確保は電話帳で受け付け

求職者の開拓・確保は、電話帳に掲載して随時募集を行っています。これを見ての電話での問い合わせが月に2～3人程度あるとのこと。

初回の問い合わせの際に、声の調子や電話の対応で判断をしないで、必ず面接するようにしています。面接時には、家政婦（夫）の仕事は10年でも20年でも継続してできること、高齢でも長く働けることなどのメリットを伝えています。

求職受け付けの際は、履歴書のほかにカードを用意し、希望職種・職務内容・就労形態・仕事の希望日・資格などを聞くようにしています。また、本人と面接しながら、「動物は、好きか、アレルギーはないか」「ベビーシッターはできるか、子育ての経験

はあるか」「料理は好きか」「煙草を吸うか」など、長いときは2時間くらいかけて書き取っています。

❖ 仕事の内容は求人者と家政婦（夫）間で詰める

求人者から依頼される仕事の内容については、求人者と家政婦（夫）の間で詰めることと考えています。このため、基本的には、求人者との面接の際に、どんな仕事をしてほしいかは、家政婦（夫）が行ったときに、直接本人に言ってくださいと伝えているとのこと。職業紹介に必要なない求人者の情報については、紹介所としては、特に詳しく知る必要がないと考えており、求人者の職業や年代などは承知していないとのこと。

求職者に対する研修としては、家政婦（夫）の経験がない人には、看家協会が作成している研修用のDVDを面接時に見てもらいます。また、当紹介所で作成した「お客様に何う際の注意」の用紙を渡して、理解してもらっているとのこと。

❖ 将来的に家政婦（夫）で料理の研修事業を

将来の構想として、ベテランの家政婦（夫）が先生になって教える料理の研修事業を行いたいと思っています。料理が苦手と言っている家政婦（夫）が、料理ができるようになると仕事の幅が広がります。研修事業が軌道に乗れば、一般の方にも対象を広げて、「家政婦（夫）が教える料理」というコンセプトで行うことも考えているそうです。引退した家政婦（夫）の再就職の場ともなっていると考えています。

あわせて家政士の勉強会などもできたらと思っています。

また、お客様とのやり取り、履歴などの情報のデータベース化と職業紹介のOA化は、ぜひ実施したいと考えているとのことでした。



投稿欄

★紹介所の未来につながる

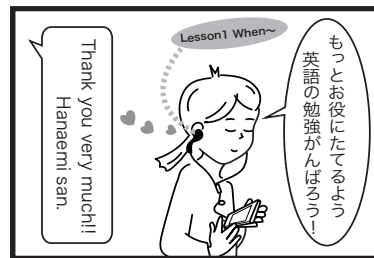
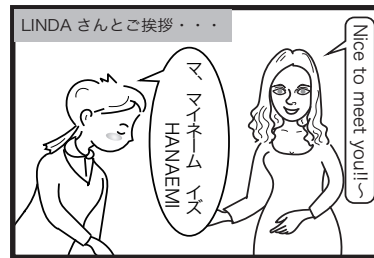
今、私たちの業界で話題になっているのは、「求職者の人が集まらなくて困っている」「どのようにしたら求職者の確保ができるのだろうか」ではないでしょうか。これから事業を継続するためには、家政婦（夫）の教育と人材確保が重要な課題です。私は1人ひとりの求職者に対し「仕事に満足していますか」「収入は大丈夫ですか」と語りかけるように心がけています。新しい人材を増やすため、まず現在登録している求職者に長く仕事をさせていただくことが大切であり、そのためには求職者の方々に大切にすることが必要だと思います。自分が大切にされていると思うところには、知人友人も紹介してください。とある会社の会長の講話で、「社員の幸せのために会社がある」という言葉が印象的でした。私たちは今一度、原点に戻って会社経営をしていく必要があるのではないのでしょうか。紹介所は求職者の方々が安心して働くことができ、求人者の方々の希望に沿った方を紹介できること、それを大切にしていくことが、これからの紹介所の未来につながると思います（H・F）。

★みなさまからのお便りをお待ちしています!!

お便りのご意見やご要望などは、看家協会事務局（E-mail：post@kanka.or.jp）、ミズ総合企画（E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp）まで、郵送の場合は下記住所宛にお寄せください。

編集委員会（50音順、◎印委員長）

古賀道、酒井ひろみ、渋谷洋子、◎清水保人、高橋和子、望月幸代



はなえみ日記

第26回



編・集・後・記



家政士検定試験が終了したばかり。令和元年の家政士の誕生に期待でわくわく！ です。

巻頭のゲーム開発者、後藤社長はゲームのもつ力を熱く語り、話題も面白く豊富。例えば、あの人気の「ポケモン・ゴー」は、屋内のゲームを外に引っ張り出し大成功例とか。なるほど！ また、経営者としても、資金調達法から経営まで研修。見えないところで大きな努力をしている方です。シリアスゲームの未来に期待！ シェアオフィスもクールでした（編集委員・古賀道）。

はなえみ130号

Hanaemi Bimonthly 130

2019年11月25日 発行

発行：公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会
〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町3-2
TEL：03-3353-4641 FAX：03-3353-4326
URL：http://kanka.or.jp/
E-mail：post@kanka.or.jp

制作協力：株式会社 ミズ総合企画
〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3-27-4 ナカヤビル202
TEL：03-5467-4530 FAX：03-5467-4282
E-mail：mizmail@sepia.ocn.ne.jp



Kanka Calendar



12月 december しわす

1 日
2 月
3 火
4 水
5 木
6 金
7 土 大雪
8 日
9 月
10 火
11 水
12 木 理事会
13 金
14 土
15 日
16 月
17 火
18 水
19 木
20 金
21 土 冬至
22 日
23 月
24 火
25 水
26 木
27 金 仕事納め
28 土 年末休暇
29 日
30 月
31 火

1月 2020年
january むつき

1 水 元旦 年始休暇
2 木
3 金
4 土
5 日
6 月 小寒 仕事始め
7 火
8 水
9 木
10 金
11 土
12 日
13 月 成人の日
14 火
15 水
16 木
17 金
18 土 土用
19 日
20 月 大寒
21 火
22 水
23 木
24 金
25 土 はなえみ131号発行日／ほほえみVol.52冬号発行日
26 日
27 月
28 火
29 水
30 木
31 金 家政士検定試験合格発表

教科内容が学べる好評の「家政士養成テキスト」を販売!!



	会員価格	定価
第1巻 家政サービスの基本	1280 円＋税	1600 円＋税
第2巻 家事サービス	1760 円＋税	2200 円＋税
第3巻 介護サービス	1280 円＋税	1600 円＋税
第4巻 子育て支援サービス	1280 円＋税	1600 円＋税
1～4巻セット	5600 円＋税	7000 円＋税

家政士検定試験の出題範囲をまとめたテキストが当協会から発行されています。「FAX 申込書」(協会ホームページよりダウンロード)にご記入のうえ、当協会までFAXでお申し込みください。申込書を含めご質問等があれば、当協会までお問い合わせください。

FAX : 03-3353-4326 TEL:03-3353-4641 URL:<http://kanka.or.jp/>

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会